

議 長	局 長	次 長	局長補佐	局長補佐	係 長	書 記

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年1月25日(火)					
会議時間	開会	午後1時00分	閉会	午後2時16分		
場 所	第2委員会室					
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎			
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁			
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸			
	委 員 千 田 恭 平		委 員 千 田 良 一			
遅 刻	遅 刻 なし					
早 退	早 退 なし					
欠席委員	欠 席 なし					
事務局職員	伊藤主任主事					
紹介議員						
出席説明員	農林部長ほか					
参考人						
本日の会議に 付した事件	・水田活用の直接支払交付金の見直しについて					
議事の経過	別紙のとおり					

産業建設常任委員会記録

令和4年1月25日

(開会 午後1時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は、8名であります。
全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会いたします。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。
本日の案件は、御案内のとおりです。
お諮りいたします。
本日の調査に当たり、当局から農林部長の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、さよう決しました。
直ちに議長を通じて農林部長の出席を求めることといたします。
それでは、水田活用の直接支払交付金の見直しについてを議題といたします。
当局より説明を求めます。
小崎農林部長。

農林部長 : 水田活用の直接支払交付金の見直しについてということで、令和4年度の見直しが12月以降国のほうから示されてきております。

まだまだ細部について我々も確認ができない部分がございますけれども、現時点で入手している情報を資料等含めまして、担当の水田営農係長から説明をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、令和4年度における水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し全体像という2枚ものであります。

これはこれから予定しております座談会の資料に載せていこうとするものでございます。

なお参考資料といたしまして、令和4年1月に農林水産省農産局企画課から提供されている資料をつけているものでございますが、参考資料としてごらんいただきたいと思います。

それでは、資料について佐藤係長から説明をさせます。

委員長 : 佐藤水田営農係長。

水田営農係長 : 資料は2枚ものの資料で説明をさせていただきます。

まず1ページ目ですが、令和4年度における水田活用の直接支払交付金の拡充・見直しの全体像ということで、ここでは5つの内容について記載されております。

まず1つ目ですが、①の飼料用米等の複数年契約加算、それから拡大加算の取り扱いについてでございます。

これにつきましては、令和2年度から複数年契約加算ということで、1反歩当たり1万2000円が加算されるものでございます。

これにつきましては、取り組み率が約9割に達したということで、複数年契約推進の効果が薄れてきたということで、令和4年度については、令和2年度からの継続分を対象に1反歩当たり6000円を交付するというような見直しがなされております。

それから拡充ということで、新市場開拓用米、輸出用米等になりますが、新たに複数年契約加算が一反歩当たり1万円創設されたというのが拡充部分になります。

その下の欄、令和3年度において転換作物拡大加算と高収益作物等拡大加算がございましたが、令和4年度については水田リノベーション事業という別事業がございまして、そちらと趣旨が重複するという事で廃止になるということになっております。

この2つの加算につきましては、この金額がそれぞれ農家の方に直接交付されるというものではございませんで、各地域再生協議会のほうに産地交付金というのがございまして、そちらのほうの追加配分という形でこの分が加算配分されるという中身でございます。

次に②は拡充になりますが、地力増進作物への支援ということで、令和4年度から計画的な地力増進作物による土づくりの取り組みに対しまして新たに支援するという事で、1反歩当たり2万円を支援するというような中身になっております。

これにつきましては、米印の1ということで下に注釈を記載しておりますが、現時点で当地域において、産地交付金のメニュー化とするかどうかについては未定となっております。

次に③の交付対象水田についてでございます。

これにつきましては、令和3年度、現状において水張りできない農地、これは畦畔とか用水路がない農地ということになっておりますが、交付対象水田から除外するという扱いに現時点でもなっているところですが、令和4年度については、この現行ルールを再徹底するというのがまず1点、それから、新たに現場の課題を検証しつつ、今後5年間、令和4年度から令和8年度の間は1度も水張りが行われない農地については、交付対象水田としないという方針が新たに打ち出されております。

これについては次のページで改めて御説明をいたします。

それから④多年性作物多年性（牧草）に対する支援についてでございます。

現行では、当年度、播種を行わず収穫のみを行う場合でも飼料作物として供給する場合は、一反歩当たり3万5000円が交付されております。

これが令和4年度からは、生産コストを踏まえたということのようですが、その年に播種を行わないで、収穫のみを行うという場合については1反歩当たり1万円に単価を見直すというような見直しとなっております。

これについても、次のページで改めて御説明をいたします。

それから⑤ですが、高収益作物畑地化支援ということで、令和3年度においては、作物を問わず、水田から畑地化する場合には一反歩当たり17万5000円が交付されるという内容でございますが、令和4年度からは、高収益作物、野菜、果樹等に限定して、水

田から畑地化する場合に一反歩当たり 17 万 5000 円を交付すると、それ以外の作物については、一反歩当たり 10 万 5000 円を支援するという単価の見直しがされる予定でございます。

これも注釈がございますが、一番下の段ですが、畑地化して助成を受けるためには、岩手県の水田農業高収益化推進計画というものに推進品目として位置づけられた作物、現在はピーマンですとか子実用トウモロコシがその作物になっておりますが、それらを作付して今後 5 年の面積拡大などの向上目標を定めた、産地推進計画をいうものを作成する必要がございます。

それらの要件をクリアした場合に、交付が受けられるというものでございます。

次に、2 ページ目をごらんください。

先ほどお話ししました多年生の牧草についての見直しと、それから交付対象水田の取り扱いについての見直しについて、もう少し詳しく御説明をしたいと思います。

今回の多年生の牧草の見直しにつきましては、1 回播種すれば、5 年から 10 年はそのまま収穫が可能であるということで、毎年播種をする麦とか大豆と比較して、生産コストが低いというような考え方で、収穫のみを行う年の戦略作物助成の単価を見直しするというような考え方でございます。

ですので、単年度収穫をする飼料用トウモロコシなどにつきましては、従前どおり一反歩当たり 3 万 5000 円の支給となります。

それから今回の見直しを受けて、更新をして播種し直すという場合の取り扱いですが、実際に播種した面積に応じて一反歩当たり 3 万 5000 円を交付しますという考え方で、播種する場合はあくまで播種量とかを見て、適正な面積を判断した上で 3 万 5000 円を交付してくださいというような考え方のようです。

それから播種したかどうかの確認については、播種記録、種子の購入伝票ですとか、作業日誌をもって確認するというような考えが示されております。

今回の多年生牧草の制度の見直しに係る金額的な影響がどの程度あるのかというお話しなのですが、令和 3 年の交付金の対象面積というのが申請面積で 1355 ヘクタールございます。

これに対しまして、対象面積がそのまま令和 4 年度、播種をしないで収穫のみを行うという場合ですが、3 万 5000 円から単価が 1 万円に減るということで、その減少額ですが約 3 億 3600 万円になるというように試算をしております。

ですので、金額から見るとかなり大きな影響額というように捉えております。

あわせてまして 1 ページでお話しした飼料用米等の複数年契約加算というのがございますが、それが現状の 1 万 2000 円から 6000 円に引き下げになるというようなものの影響額については、令和 3 年の交付金と比較して、約 4700 万円の減少額というように見込んでおります。

次に、交付対象水田の取り扱いの変更についてでございますが、参考資料の 4 ページをごらんいただきたいと思っております。

交付対象水田の見直しについてということで記載されております。

今回水張りができない農地、ここでは畦畔ですとか、用水路がない農地というように位置づけされておりますが、これについては、平成 29 年から要綱の見直しが行われまし

て、現状でもこれらの水田については対象水田ではありませんよというような取り扱いになっております。

その取り扱いが、現状では厳格に守られていないのではないかとというような農林水産省の考えで、その徹底をしますよというのがまず1点です。

それに加えて、②としまして今後5年間、令和4年から令和8年の間に1度も水張りが行われない水田、ここで水張りというのは、あくまで水稲作付をするというのが水張りという言い方をしておりますので、主食用米なり加工用米の作付を5年間の間に1回でも行わない場合は、令和9年度以降交付対象水田から除外というような方針でございます。

今回の見直しを受けまして、各地域において転換作物が固定化している水田については、畑地化を促す、それから水田機能を有しつつ転換作物を生産する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーションの構築を各地域で検討していただきたいという農林水産省の考え方でございます。

現状で畦畔がない、それから用水路がないというようなものについては畑地化を進めるという考え方のようですし、現状で水稲を作付できる水田についてはブロックローテーションを計画して、生産調整ができるような形の水田の活用を考えているというような内容でございます。

その各地域の話し合いの中で、地域ごとのさまざまな課題等が出てくるだろうということを農林水産省でも考えているようで、それらの課題等を随時把握しながら今後の制度では、見直しが必要な部分については検討をするというような話を伺っておりますが、現時点においては5年間1度も水張りが行われない場合については交付対象水田から除外するというような考え方でございます。

最後に、資料の2ページの一番下に水田リノベーション事業についてと載せてございます。

この事業は令和3年度から実施されている事業でございます。輸出ですとか、加工用米の生産拡大に向けた支援ということで、実需者と結びつきがあって、なおかつ低コストの取り組みをした場合という条件が付きませんが、加工用米については1反歩当たり3万円が交付されるという事業でございます。

この事業につきましては、地域ごとに地域再生協議会というのがございまして、地域再生協議会ごとに手挙げをして国の採択を受けるという仕組みになってございまして、当地域におきましても令和3年度に手挙げはしたのですが残念ながら採択にはならず、令和3年度は事業の実施にはならなかったものでございます。

令和4年度につきましても同様の事業が実施されるということで、現時点では、加工用米の取り組みについて、JAいわて平泉が中心になっていただいて、手挙げをする予定にしている事業でございます。

以上、資料の説明になります。

委員長 : それではこれより質疑、意見交換を行います。

千田良一委員。

千田（良）委員：私は非農家なもので、全く基本的なところからわからないので教えていただきたいと思いますが、いわゆる転作というか、水稲の作付を休んで5年間ということが出たのですけれども、現実の話として、休んで何年くらいまでは再利用というか、もう1回水田として水稲作付ができるのですか。

例えば4年ぐらい休んでもいつもと同じような作業で水稲の作付ができるものなのかどうかということをお教えていただきたいと思います。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：何年くらいという部分についてはちょっと私どももそういう経験資料は持ち合わせておりませんが、過去に転作田を水稲作付に戻した経験とすれば、平成5年の冷害の次の年、平成6年の作付がいわゆる復田推進をした年です。

そうなったときには、やはり牧草の転作田等復田をしましたが、非常に土の状態、そして残っている肥料分の問題とかで復田された農家はかなり苦勞したといった記憶がございます。

ですので、確かにずっと田んぼとして使っていなかった期間もですけれども、それまで何をつくっていたかによってもかなり違うものではないかというように感じます。

例えば、麦とか豆のケースであれば、もしかすると比較的苦勞は少ないのではないかと感じますが、長年やっている牧草などですと大分苦勞して、復田水張りをするようになるのではないかとこのように想像いたします。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：先ほど令和3年度あるいは令和4年度でもこの地域ではないのかなと思いますけれども、2ページの水田リノベーション事業の新市場開拓用米いわゆる輸出用米ということですが、いろいろと情報を仕入れたときに、国内での消費分とそれから輸入のミニマムアクセス米、最低限の輸入量というのがあるのですが、輸出という場合に日本農業の場合に、例えばこうやって出てくるということは、どこに何の用途というかそういうので輸出されるのか、何を想定しているのかちょっと教えていただきたいと思います。

委員長：佐藤水田営農係長。

水田営農係長：当地域で輸出用米として現状で取り組んでいる事例ですが、農業協同組合のほうで令和3年産が1.9ヘクタール分ぐらいなのですが、わずかではありますが輸出用米ということで取り組んでいる事例がございます。

実際の輸出先等については今情報がなくてお答えできないのですが、取り組んでいるという事例はございます。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：輸出先の話がございましたが、新聞報道等ですが岩手県内からも少量ですが中国のほうへの輸出が決まったという報道がありました。

いわゆる当然主食用の米でして、中国の場合は、大分人口も多くなってきて富裕層に向けて、日本の良質なというか品質の高い米を売っていつているという話を報道では伺ったところでございます。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：岩手県を対象にしたものだという話なのですが、例えばこの県南地区というか、こちらで今、良質、品質のいい、例えば金色の風というようなものとかが、私たちから見れば高品質なものだと思うのですけれども、そういうものが行っているというそういう話はないのですか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：私が聞いたのは、金色の風とか銀河のしずくではなくて、ひとめぼれだったようです。

金色の風につきましては、両磐というか一関地方で100ヘクタール弱まで伸びてきましたがまだ輸出するぐらいまでの量はないというように感じます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：水稻の値段、いわゆる米の値段が下がり、またこれで3万5000円が1万円になるということから、農家はダブルパンチを受けたと思います。

そのために先ほど復元田の話がありましたが、復元田の米の品質ですけれども、今まで牧草をつくってきたものを復元した場合に、窒素過多になって品質がかなり落ちるといふことと収穫収量が落ちるといふことから、米の生産には適さないのではないかという話があります。

それから、5年に1回は水を張りなさいということですが、今まで減反、減反ときて、ため池とかはもう整備をしないまま、そのままきたために水量が今の減反の面積に合わせたような水量になってきて、これを復元した場合に、水量的に間に合わないのではないかという話もあります。

いずれ用水不足になるということです。

それから、畑にいなさいというのが国の方針だと思いますが、この畑になった場合、中山間地域等直接支払交付金とか多面的機能支払交付金の単価が変わるのではないかと思います、その辺はどうなるのでしょうか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：まず1点目、復元田の生産のことですが、佐藤委員がおっしゃるとおり窒素過多といふか土壌の窒素成分をきちんと確認した上でやらないと目指す収量なり品質は確保でき

ないというのは同じように心配をしています。

それを直近の経験でいけば先ほどお話しをした平成6年の復元田を経験した方もいますので、はっきり言えばいい米はなかなかできないのではないかと同じように心配しています。

また、ため池整備に関してその用水確保というのも恐らく長年用水を使わない状態で、転作田でやってきたところは、その水路も含めて水稲作付に耐え得る状態にない水田が多々あるものだというようには認識しております。

水がかりがなくなっただけに多分池の管理というのも十分でないということも多々あるのではないかと同じようにこれも同じように心配しています。

あと、畑にしなさいということで畦畔がないとか、用水確保ができないということはいわゆる水田扱いにはならないわけですが、地目はそのままとしても中山間地域等直接支払交付金の場合も畦畔があるかないかという部分がありますので、厳密に水田と中山間でその基準が一致しているのではないのですが、畦畔があるかないかで水田か畑かと判断すると中山間の担当には聞いていましたので、その辺で畦畔があるが用水が確保できない田んぼとか、畦畔がないので畑状態の田んぼということで、現在は水田としての単価で交付を受けている農地が畑での単価でもらう、または傾斜度の関係で団地の中で、対象から外れていくというようなケースも考えられると思います。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：水稲をつくりなさいと、それは主食用米、加工用米どちらでもいいですよ、だと思いますが、この主食用米をつくった場合に需給バランスというか、今米余りのこの状況で、需給バランスがかなり崩れるのではないかと思うのですが、この辺はいかがですか。

委員長：佐藤水田営農係長。

水田営農係長：主食用米につきましては、現在も主食用米の作付生産目安というのが全国でこれぐらい、岩手県でこれぐらい、一関市でこれぐらいというような配分がなされますので、あくまでそれにのっとった中での主食用米の作付ということになるかと思えます。

転換作物から水田に復田した場合は別な水田を転作作物に転換するというような取り組みが必要になるかと思えます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：先ほど大体の減収状況を数字で教えていただきましたけれども、さらに詳しくもう一度、現在はこのような状況が、先ほど4700万円ほど減収になる可能性があるといった部分の二通りの数字を出していただいたと思うのですが、もう一度そこを具体的な数字をまずは教えていただきたいと思えます。

委員長：佐藤水田営農係長。

水田営農係長：まず、令和3年度の多年生牧草の交付額でございますが約4億7100万円でございます。

これが令和4年度に単価が一反歩当たり1万円に見直された場合の試算額ですが、交付額が約1億3500万円になりまして、約3億3600万円の減少額ということになります。

飼料用米の複数年契約加算でございますが、令和3年度の交付額は約9500万円に対しまして、単純に2分の1になりますので令和4年度は4700万円の額となって、減少額も4700万円というように試算をしているところでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：影響がわかりましたが、次はその影響が戸数、農家の世帯というか戸数というか、東と西で違うのか、実際にどのくらい東と西に影響があるのかお聞きしたいのです。

どれだけの農家に影響があつて、東と西だとどちらに影響があるか、もしそういった数字がわかれば教えていただきたいと思います。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：牧草の部分でお話しします。

金額というよりも面積でお話しさせていただきたいと思います。

交付対象になっている飼料作物の水田の牧草の面積の割合ですが、一関地域、花泉地域だけで68%、そして旧東磐井地域で32%、端数処理のことはありますけれども。

ですから、旧東磐井地域で3分の1、一関地域が3分の1、花泉地域3分の1というような割合になっていますので、金額的な影響は東西と言われますと、西のほうが大きいと、これはもともと水田自体が、旧西磐井の水田のほうが旧東磐井の水田に比べれば多いと、単純に言うと旧東磐井地域の水田と、花泉地域の水田は大体似たり寄ったりでございますので、その辺での割合になります。

飼料米につきましては、今手元に資料がございません。

委員長：佐藤水田営農係長。

水田営農係長：飼料用米多年生牧草の対象戸数ですが、全体の戸数だけですが5535経営体になります。

それから飼料用米の複数年契約の対象は154経営体になります。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：今戸数のお話しをしましたがけれども、いわゆる1戸の農家も1、大きな法人もカウント1ですのでその辺で、平均は出ますがその影響額というのはかなり生産規模によって違うというようなことが起きると思います。

委員長　：岩淵委員。

岩淵委員：それをもってして、市の農林部としてどういう影響があることが予想されるのか、それがもしかして東西に関係全体としてなのか、例えば中山間地の東だとかそういった現在の検討できる問題点がありましたら教えていただきたいと思います。

委員長　：小崎農林部長。

農林部長：確定している令和2年度のこの水田活用の直接支払交付金が市内で19億7069万円、全体で19億円あります。

そのうち先ほどの3億8000万円でございますので、全体の割合では2割弱という金額が単純に減るというのがあります。

そしてもっと言いますと、一関市で令和2年度でこの水田の交付金と中山間と多面的機能支払3つの交付金を全部足すと、39億5000万円ほどになります。

これが個々の農家に割り振りされているというような状況ですので、その中でどれを分母にするかによって割合は変わってきますけれども、水田作の場合には今もらっているこの水田の交付金の2割減というのは非常に大きな数字だということに思っております。

それが1つです。

あとはやはり大きな影響を受けるのは先ほどから説明しています水張り水田の取り扱いだと思います。

5年間の中でどれぐらい水張り水田に戻せるのか、戻すことができるのかという部分が焦点だと思いますし、先ほど佐藤委員からも言われましたが、米価下落があり交付金の減少がありダブルパンチだという中で、農家の生産意欲というものはかなり影響するものだということに思いますし、あわせて先ほど規模要件の話をしましたけれども、小さい農家レベルで言えばそれほど減る金額は多くないのですが、その法人の話をしましたけれども、集約して法人で生産調整、転作をたくさんやっているところからすれば、100万円、1000万円単位での減少がありますので、経営をどう立て直すかという部分での検討が必要になってくると思いますし、既に複数のそういう経営体からの問い合わせというか相談というものも届いている状況でございます。

委員長　：齋藤委員。

齋藤委員：私からも、この水張り水田の件ですが、大体転作する農家は水張りをすることをほとんど考えないで転作していると想定します。

私の周りにもそういう方がほとんどなのですが、実際水路とか用水路のない再度水張りできない水田がどのくらいあるか把握されていますか。

委員長　：小崎農林部長。

農林部長：把握していません。

把握してこなかったということです。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：もしわかればというレベルで質問したのですが、実際把握するのは難しいと思います。

農家の意向もあると考えますので、これだけ去年の米価下落、今度はこの交付金の減少ということで何か市独自として対策、そういうのを今検討に入っているとか、もしあればお聞かせください。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：我々としても、こういう形で皆さんに制度を説明するまでの状態でございまして、具体的にどのような形で持っていくかという検討にまだ着手できていない状況でございます。

ですから支援策までは浮かんでいないというのが実態でございます。

ここからはちょっと私、個人的な考えですがやはり水田は水稲をつくる場所だというのが大前提だと思います。

ですから水稲を作付できる機能を減らさない工夫が必要だろうというように思います。

ただ、もう既に水稲を作付できない状態のものを、また元に戻す労力であったり、そこでつくる労力であったりを考えると大変難しいことだというように感じています。

委員長：岡田委員。

岡田委員：大きな減収だということで、資料の2ページにある新市場開拓に向けた水田リノベーション事業というものとか、畑地化支援の補助があると捉えているのですけれども、どちらもかなりの条件がついておりまして、水田リノベーション事業のほうは実需者との結びつきが必要ということになってこの条件が当市の農業者の方々が簡単にクリアできる状況にあるのかどうかお伺いしたいと思います。

あわせて畑地化支援のほうも、前年度において主食用米、戦略作物等が作付されているという条件が、交付金の対象となる農家がどれだけあると捉えているのかお伺いしたいと思います。

委員長：佐藤水田営農係長。

水田営農係長：まず最初に水田リノベーション事業についてですが、令和3年度においても当地域として手挙げはしておりまして、対象になる農家の方については加工用米を作付されている方を対象に、応募に対して手挙げをしたところですが、この事業自体がポイント制になっておりまして、全国から各地域再生協議会ごとに手挙げされたものに対して、

ポイントで順位をつけて採択するというものでございまして、残念ながら令和3年度は採択にならなかったというものでございます。

令和4年度につきましても、令和3年度と同様に加工用米の作付をされている方について、この事業への要望調査というのを今現在行っておりまして、ぜひ参加したいという方については、要望調査に対して要望を挙げていただいて、申請をするというような予定にしております。

ですので、対象者が何戸になるかにつきましては今後の申し込みの状況を見ながら、ということになります。

委員長：岡田委員。

岡田委員：クリアするためにはかなり難しいのではないかなと、今お伺いしたところですが、やはりそうした状況の中では、先ほど齋藤委員も話したのですけれども、市独自の農家を支えるような支援策が本当に必要になるのではないかとこのように思います。

それで市民の消費者の要望ですけれども、特に国産小麦を求めている人がかなりいらっしゃるというように聞いていますので、そういった食の安全を加味した本市独自の作物の支援というのをぜひ検討していただければというように思います。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：ありがとうございます。

当市でも麦の作付が64ヘクタールほどあります。

それがその地域で出回っているものもあれば、流通に乗って他に出荷されているものもございますので、国のいろいろな説明の中では、米が余っていますから自給率を上げるために麦だ、豆だというようなことが感じられますので、その辺は引き続きその畑地化とは別に、ブロックローテーションの1つの作物としても非常にいいものであると思いますので、その辺は推進をしていきたいと思っておりますし、やはりある程度の規模がないと経営が成り立たない品目でありますので、個人農家というよりも、集落、集団での取り組みが望ましいかというように思いますので、今後の御意見として伺っておきたいというように思います。

ありがとうございました。

委員長：岡田委員。

岡田委員：作付する規模ですけれども、大規模化をこれまで推進してきて取り組みたいという経営体が出て、ちょっと規模が小さ過ぎるのでいろいろな岩手県とか国の支援の経営体にはならないということで、ちょっと経営体をつくるのをやめられているというような状況が地域にもありました。

そういった規模、あまり大規模化だけに固執しないで、地域の農家が何戸か一緒になって経営体をつくりたいというところの支援策というの、いろいろと相談を受けて考

えてきたところがあるのでそういったところを配慮していただければと思います。

委員長：小崎農林部長。

小崎農林部長：決してその大規模化だけを進めてきたものではないと思いますが、その規模の話でいけば、やはりそれなりの作業体系の中で機械等の設備も整備も必要になってきますので、経営という面でいけば、ある一定規模の作付をしないと、はっきり言えばもうけが出ないということにもなりかねませんので、その辺の経営面積の基準とは言いませぬけれども目安というようなことでの話しだったのではないかというように思います。

実際どれぐらいの作付をしようとしたのかはちょっとわかりかねますけれども、今のお話しについてはこのようなお答えというか考えをお話しさせていただきたいと思います。

委員長：岡田委員。

岡田委員：やりたいという農家がいる、いたのにもかかわらず規模の問題で経営体として、補助の対象ではないからということで、差しとめみたいな状況になっているという現状が現実にあるということです。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：わかりました。

お話しとして伺っておきます。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：今度は地域的なことだけでも、遊水地の第1地区とそれから第3地区、先ほどトータルの影響額、減少額というのは出ただけだけでも、例えば第1遊水地でどのくらいとか第3遊水地でどのくらいというそういう試算というのがありますか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：かなりピンポイントの話でございますが、数字としては持ち合わせておりません。

ただ、第1遊水地については、作付のブロックローテーションというか、栽培のまわし方も計画的にやられていますので、どちらかという国が目指す形での水田の形態になっているのではないかと感じています。

片や、第3地区につきましては、麦と大豆を組み合わせうまくつくってはいますが、作付場所は固定されているので今まで麦、大豆をつくり続けてきたところに水稻作付をしないと、交付金対象にならない場所になるのではないかと心配しています。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：見直し要点の中で米印の2つ目ですが、飼料作物のうち毎年、播種から収穫まで行う場合には3万5000円と、これを1年草でもいいということなので、毎年耕起をして、種をまいて収穫をするということであれば3万5000円もらえるわけですね。

ですから、市と県は、この種の補助をすれば農家は3万5000円もらえるわけで今までと変わらないということなので、この辺を市として検討できないかどうかお伺いします。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：3万5000円という交付対象の中に播種するという行為の分が入っているというような解釈とすれば、そこに市とか県が加えて種代を支援するということは、ちょっと考えづらいというように感じます。

あともう1つはいろいろな考え方があると思いますが結果的に3万5000円をもらう手段を皆で考えるというようになりかねないのかなというようには思います。

委員長：小山委員。

小山委員：5年間1度も水を張らないと対象外と、この基準の5年間というのほどを基準にしていくのでしょうか。

委員長：佐藤水田営農係長。

水田営農係長：基準は令和4年度からになります。

委員長：小山委員。

小山委員：令和4年度からということは、これを交付する令和4年度から令和8年度までの5年間水張りしなかった場合に、ということは令和9年度から交付金がもらえなくなるということでしょうか。

委員長：佐藤水田営農係長。

水田営農係長：その場合は令和9年度から交付対象水田から除外されるという扱いになりますので、交付金の対象にならなくなるということになります。

委員長：小山委員。

小山委員：そうすると、要は令和4年度からになりますと言うけれども、まずその準備期間というか令和4年度から5年間で対象になるのだから、影響というのは令和9年度から出て

くるということになりますか。

委員長：佐藤水田営農係長。

水田営農係長：その5年間の中で、令和9年度以降に対象水田になるかならないかの判断がなされるということだと思います。

委員長：小山委員。

小山委員：そうなるで一関市の経済的というか、そういう影響は令和9年度から出てくるということになりますか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：水張り水田の制度が変わったことによる影響は実質的には令和9年度からということになります。

単価の削減は来年からです。

委員長：千田恭平委員。

千田（恭）委員：きょうの御説明は、昨年12月に農業新聞に載ったこの見直しの記事を見た地元の農業法人の方から、これは大変だということで、地元のほかの法人の方にお声がけをして複数の町内の方が集まって国会議員の先生もお呼びして実情の声を届けて、聞いてもらったという状況がございます。

その中でこういう場合はどうだろうという個々のケースの、今質問があったような、たくさんの質問が出ました。

議員の先生は国の農政に携わっている立場にありますから、それなりの、これから声を届けるという仕事がありまして、私ども市議会議員としても何かできることはないだろうかという立場からちょっと教えていただきたいのですが、これらの状況を受けて、恐らく影響を受ける大きいところは水稲水田の面積の大きいところの法人等が減収という形での影響が一番受けるのではないかと思います。

それで、市の農政の担当として、仮に相談を受けた場合にこれから自分たちはどうやっていけばいいのだろうかといったときに、どのような形でのアドバイスをされるのか、例えば、その対象作物の交付単価の高いのに転作しなさいとか、そういった方法のアドバイスなのか、それとも市としても県とか国でできない部分の補助的な制度について考えてみると、先ほどのお話しではまだ未着手で支援策はこれからだというようなお話しがありましたが、これからどのような形で農業に携わる水稲をつくっている方々の支援ということはどうのように考えていらっしゃるのか、そのあたりについてのお話しを願いたいと思います。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：なかなか難しいお話ですが、やはり法人というような部分でお答えさせていただきますが、それぞれの経営方針なり経営理念があろうかと思えます。

その中で、やはり法人経営ですので、経営的に赤字をかぶってまでやるわけにはいきませんから、どういう形が何とか黒字を目指せる形なのかというのが1つだと思います。

それぞれが持っているというか、管理している農地にも違いがありますので、一概に高い単価のこちらをやったほうが良いということは、私は言えないのではないかと思います。

前提は、やはり今後も水田のこういう交付金を受け取っていきながら法人経営をしていくという前提でいけば、水張り水田も含めて、水田として維持できるような作型作物を選んでいっていただきたいというように感じます。

主食用米だけではなくて加工用米であったり、飼料用米、そしてホールクロップサイレージのようなものをやるのが、例えば経営の中でいけば、機械体系でも稲作等の機械をそのまま使えますから、新たな設備投資の必要も少なくなるというように感じますので、まずは面積の広いところは、そういう大面積を扱える水田転作作物への転換というか、継続というのを話ししたいというように思います。

あとはもし労働力的にそれなりの労働力を確保できるのであれば、水田とは別に、法人として農業収入をふやすための設備投資も含めた園芸のようなもので、経営の柱を別に立てていただくというようなことが必要かというように思います。

委員長：千田恭平委員。

千田（恭）委員：わかりました。

やはり私も聞いている中で、法人によってはもう主食用米ではなくてほとんどが飼料用米をつくっているとかそういった形で、今、部長の話にあったような形でそれぞれ法人によって全然違うのです。

ですから、やはり法人の中で独自の生きる道というかそういうのを目指してやっていくしかないのかなと思うのですが、そういったことなのでしょうか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：今、千田委員がおっしゃるとおり、それぞれの法人によって現在の経営の内容が違います。

要は、主食用米の水稻を頼まれてやっているのをメインにしているところもあれば、転作作物を8割方やっているところもありますので、その辺の経営者というか経営する役員の方々がどう考えるか、その材料として我々先ほど皆さんとお話ししたようなこういうケースはどうなのだというようなことを、キャッチボールできるような状態にしておかなければなりませんし、そういう制度の仕組みが変わるとわかることによって経営転換のタイミングになる方もいらっしゃるのかなというように思っています。

これらの水田活用の直接支払交付金の見直しに限らず、市内の農業情勢とすればやはり労働力の不足、マンパワーの不足というのは、これはもうどこの地域も同じことですから、その中でこの農地を全てというのは恐らく難しいとは思いますが、どの部分までみんなで協力して農地を守っていけるかというのをみんなで考えていく必要があるというように感じています。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：関連して質問しますが、法人は恐らくそういった形でやっていかなければいけないのだろうと、本当にそう思うのですけれども、いろいろな話を聞くと、やはり農地を人に預けてやっている人がいて、預かっている人はこういった3万5000円の交付金があるので預かってやっているけれども、1万円となれば預かれないよと戻すという行為、そして戻されるとその世帯では高齢者世帯であつたりして、戻されても何もできないとなるといわゆる農地が荒れるということになってしまうということがあつて、個人経営の方々なのか預けている世帯の方々からはやはり大変だということが出てきているわけです。

それに対して市としてはどのようなアドバイスであつたりとか、もしくは先ほど言った助言を考えられているのかちょっとお尋ねしたいです。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：非常に難しい問題です。

今言われているような事例が起きているのも伺っております。

担い手がこれ以上もう受け取れない、逆に言うと返さなくてはいけないという事例もあるというの伺っておりました。

片や、もうこれ以上つくれないから誰かに頼みたいのに誰もいないという話も聞いています。

特効薬もない中で、ですけれども先ほど法人の話をしてしましたが、やはり集落営農、地域での取り組みというものの中で、もう規模要件は関係なく、大きなものも小さなものも集落の活動の中で、例えば先ほどお話ししたような中山間地域等直接支払交付金であつたり、ハード的に使うものですから、多面的機能支払交付金というものも分けるだけではなくてそれを活用して共同利用機械を買うとかという形で生産して収益を上げるというよりも、農地を守るほうの活動にシフトしていかざるを得ない地域がもう出ているのではないかというように感じていました。

ちょっと答えになりませんが。

委員長：そのほかにございませつか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 以上で、質疑、意見交換を終わります。
以上で、水田活用の直接支払交付金の見直しについての調査を終了します。
当局の皆さん、お忙しいところありがとうございました。

委員長 : 暫時休憩します。

(休憩 14:09~14:09)

委員長 : それでは再開いたします。
以上で、本日予定した案件を終わります。
そのほか何かございませんか。
齋藤委員。

齋藤委員 : 水田活用の直接支払交付金の拡充見直しなのですが、まだ確定していないという話なので、要件をもっと緩めるような意見書か何か、国に対して市議会として出していったらいいのではないかという提案というか意見でございます。

委員長 : 休憩します。

(休憩 14:11~14:15)

委員長 : 再開いたします。
千田恭平委員。

千田(恭)委員 : 齋藤委員が話したように、まだ決定ではないということですので、決まる前に生産者の方の例えばJAいわて平泉の方の声を聞くということで、意見交換を行ってはいかがでしょうか。

委員長 : ただいま齋藤委員と千田委員からもありましたが、農業団体の声も聞いて、意見書なり決議なりを出せるかどうか、引き続き検討していくということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、さよう決定しました。
なお、日時等については、相手方もあることですので正副委員長に御一任願いたいと思います。
後日開催通知を送付します。
ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ありませんので以上で、本日の委員会を終了いたします。
御苦労さまでした。

(閉会 午後 2 時 16 分)

(休憩中 14:11~14:15)

委員長 : いずれ、まだ制度が確定してない段階で、そして農業者なり、今実態聞いたんだけれどもまだまだ我々として、未確定なっていうか、確認できてない状況の中でね、例えば、さっきの、中で、これから、さっきの農林部長のいろんな地域の意見を聞いて見直しでできることは主体に行きたいっていうような国の方針も示されていると。

いう状況に今あるようですから、その辺を踏まえてね。

どうするかっていうのは、当委員会での決定していく方法かなというふうなことで、今即、意見書なり決議を出す、形っていうのはなかなか難しいのかなと。

どっちに転んでこれ出すことによって、利益っていうか、プラスになる人もいるし逆に言って、そういう方向で動いている人にとってマイナスになるというような動きも生じかねないのかなと思ってたりするんですけども、その辺はどうですか皆さん、今休憩中ですので、ざっくばらんにね。

千田(恭)委員 : 今おっしゃったようにまだ決定ではないというですから、タイミングは決まった後よりは決まる前に、地元の声を上げるっていうのも1つの方法かなということで、今日は当局の意見聞きながら、まずその生産者の方の例えば意見を聞くとか農協さんでもいいんだけど、そういった方が、今回の見直し案によって、こんだけの減収、交付金のさまざまな3つの交付金合わせると39億円とか19億円、これが2割も減ってしまうというのは非常に死活問題だという声があるので、じゃあ、この制度の見直しを、こういうように変えてほしいとか例えば今、齋藤委員がおっしゃったように少し緩めてほしいとかそういった地元の声を上げるというのはやり方としてはありかなとは、思いますけれども、やはり後は生産者の声も聞くっていうのも1つの方法かなと。

これがそのままなれば、非常にダメージを受けるから、そうならないようにしてほしいという声を決定前に上げるっていうのもありかなとは思うんですけどもね。

委員長 : そうすると一番生産者の声を聞くという農業団体の声が、一番生産者の声を集約している場としてはそこかなと思ってね、個々の営農法人とかいろんなピックアップして聞くっていう方法もあるけれどもまずとりあえず、農業団体の代表であるJAの声も聞くというようなことも、必要なものかなというように思うけれども、どうですかそういう方向で。

いいですか。

岡田委員 : 調査活動は必要だと思います。

意見書を上げるにしても、どういう要望であげたらいいかという。

委員長 : だから、どの辺がポイントになってくるのかなかなか、きょうの説明だけでは、ここは大変だけれどもプラスになるところもあるようだから、それが、どういうようにこう絡んでいるのかというのちょっとね、実態として。

千田（恭）委員：結局あめとむちで、早く転作して早く稲をつくれとか大豆をつくれとかって、収益作物の単価の高いところにシフトしてちょうだいというのが、国の農政だろうから恐らく。

委員長：聞くところによるとというか、厳格化なのですよ。

見直しというよりも従来からそういう方向にあったわけだけれども、それを実際運用の段階ではそういうきちんとした形になっていないんだけどこれは財政当局、国のほうから、指摘がこういうような形で、動いているようだけれどもだから農林水産省独自の単独の動きではなくて、国の財政との絡みもあるようだけれども、我々は現場サイドとしてね、どうあるべきかということについては、さっき言った、生産農業団体の声を聞いたらいいいのではないかと、そういう方向で、次の委員会を開催するという事で、よろしいですかね。